

島根県報

第一、三九二号

平成十四年八月九日

(金曜日)

公布された条例等のあらまし

◇島根県港湾施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について（規則第七七号）

島根県港湾施設条例の一部を改正する条例（平成十四年島根県条例第四十五号）の施行期日は、平成十四年八月十日とすることとした。

規則

島根県港湾施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

目次

(港湾空港課) 一

告示

平成十四年度定期種畜検査に合格した種畜を定める規則

土地改良事業変更施行の許可

換地計画書の縦覧

保安林の指定（二件）

保安林予定森林

解除予定保安林

兼用工作物管理協定の成立

島根県収入証紙の売りさばき場所等の変更

公 告

土地立入りの通知

都市計画変更の図書の縦覧

(用地対策課) 一〇
(下水道推進課) 一〇

島根県規則第七七号

島根県港湾施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

島根県港湾施設条例の一部を改正する条例（平成十四年島根県条例第四十五号）の施行期日は、平成十四年八月十日とする。

島根県知事 澄田信義

告示

島根県告示第七百二十五号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条の規定に基づく平成十四年度定期種畜検査に合格した種畜は、次のとおりである。

平成十四年八月九日

種畜證明 書番号	検査 月日	登録・登記番号	名前	品種	生年月日	产地	血統	検査成績	所有者の区分	飼養者の住所氏名
八号 根県一第 平一四島	七号 根県一第 平一四島	六号 根県一第 平一四島	五号 根県一第 平一四島	四号 根県一第 平一四島	三号 根県一第 平一四島	二号 根県一第 平一四島	一号 根県一第 平一四島			
○六一四一	○六一四一	○六一四一	○六一四一	○六一四一	○六一四一	○六一四一	○六一四一			
駿	殊氣 (日馬繁一六四五)	照光	若桜2—8	浜栄	長春	榮福	邦文 (日馬繁〇〇四)			
半血種 (輪系)	Tsブルトン種	半血種 (輪系)	半血種 (輪系)	品種						
五S五六	二H一一八	四H五八	五H六八	五H八	四H九三	五H八二三	五H八五六			生年月日
西ノ島町 島根県隱岐郡	音更町 北海道河東郡	島根県隱岐郡 西ノ島町	島根県隱岐郡 西ノ島町	产地						
半血種敷島	勇菜	ファンシユ	半血種照栄	半血種真闘	半血種菜訓	半血種浜一	半血種邦文	半血種若槻2	半血種若槻	母父
級外	二級	級外	級外	検査成績						
個人有	法人有 (貸付)	独立行政 法人有	農協有	農協有	農協有	農協有	農協有	農協有	農協有	所有者の区分
鍵谷まゆみ 島根県隱岐郡西ノ島町	郷支所 島根県隱岐郡西ノ島町 隠岐どうぜん農業協同組合浦	夫支所 島根県隱岐郡知夫村 隠岐どうぜん農業協同組合知	飼養者の住所氏名							

平一四島 二六号 根県一第	平一四島 二五号 根県一第	平一四島 二四号 根県一第	平一四島 二三号 根県一第	平一四島 二二号 根県一第	平一四島 二〇号 根県一第	平一四島 一九号 根県一第	平一四島 一八号 根県一第
一六・一 一四・一	一六・一 一四・一	一六・一 一四・一	一六・一 一四・一	一六・一 一四・一	一六・一 一四・一	一六・一 一四・一	一六・一 一四・一
○一〇四 (全和○一子島黒一六)	千登世 (全和○一子島黒一六)	福鶴 (全和○一子島黒一六)	第七糸昌 (全和黒原三六八四)	谷福栄 (全和黒原三六八四)	福昌土井 (全和黒一二九二一八)	平文勝 (全和黒原四一三九)	糸重福 (全和黒原四一四〇)
黒毛和種	黒毛和種	黒毛和種	黒毛和種	黒毛和種	黒毛和種	黒毛和種	黒毛和種
H一二・四	H一三・九	H一一・五	H二八	H七・一	H一二・三	H一二・三〇	H一二・一〇・一
頓原町 島根県飯石郡	大東町 島根県大原郡	島多町 島根県仁多郡	宍道町 島根県八束郡	黒田庄町 兵庫県多可郡	島根県能義郡 広瀬町	島根県出雲市	島根県鹿足郡 日原町
いとかげちとせ	茂重桜 いとふく三の七	茂弘桜 よしはる	福昌土井 ふくうちよし	安栄 まさ	谷福土井 ひみまさしげ	平茂勝 しげはる	糸福 まさふか
一級	二級	二級	二級	二級	一級	一級	二級
個人有	個人有	その他	その他	その他	県有	県有	県有
佐藤明 島根県大原郡木次町	杠修 島根県仁多郡横田町	島根県仁多郡仁多町 農事組合法人中国牧場	島根県仁多郡仁多町 農事組合法人中国牧場	島根県仁多郡木次町 島根県立種畜センター	島根県大原郡木次町 島根県立種畜センター	島根県大原郡木次町 島根県立種畜センター	島根県大原郡木次町 島根県立種畜センター

平一四島 根県第一 三五号	平一四島 根県第一 三四号	平一四島 根県第一 三三号	平一四島 根県第一 三号	平一四島 根県第一 二号	平一四島 根県第一 一号	平一四島 根県第一 〇号	平一四島 根県第一 九号	平一四島 根県第一 八号	平一四島 根県第一 七号
一六・一 一四・一	一六・一 一四・一	一六・一 一四・一	一六・一 一四・一	一六・一 一四・一	一六・一 一四・一	一六・一 一四・一	一六・一 一四・一	一六・一 一四・一	一六・一 一四・一
鈴弘桜 (全和○○子受卵島黒 三五〇一七九)	菊鶴桜 (全和黒原四〇四六)	美芳桜 (全和○一子島黒一六 二三一九)	勝茂勝 (全和○一子受卵島黒 三六〇〇二)	福松4 (全和○一子島黒一六 一八四二)	島元8112 (全和○一子島黒一六 三六〇〇五)	平安勝 (全和○一子受卵島黒 三六〇〇五)	岩弘桜 (全和○一子島黒一六 一四八八)	徳益 (全和○一子島黒一六 〇三九七)	徳益 (全和○一子島黒一六 一四一)
黒毛和種	黒毛和種	黒毛和種	黒毛和種	黒毛和種	黒毛和種	黒毛和種	黒毛和種	黒毛和種	黒毛和種
H一 一〇・一	H一 二九	H一 一三・ 一六	H一 二二・ 一二	H一 二二・ 一四	H一 二二・ 一四	H一 二三・ 一八	H一 二三・ 一三	H一 二三・ 一〇	H一 二四
島根県出雲市	島根県出雲市	島根県出雲市	島根県出雲市	島根県仁多郡 仁多町	島根県仁多郡 温泉津町	島根県能義郡 宍瀬町	島根県大原郡 大東町	島根県大原郡 大東町	島根県大原郡 大東町
すずはな八 茂弘桜	きくつるふく三 北国七の八	みよし一一の五 藤桜	ほくこ 平茂勝	ふくとみ 茂重桜	しまもと八の一 茂重桜	さよ 安福一六五の九	たきまる 茂弘桜	ひやまさなみ 茂弘桜	徳重波
二級	二級	二級	二級	一級	二級	二級	一級	一級	一級
個人有	個人有	個人有	個人有	個人有	個人有	個人有	個人有	個人有	個人有
島根県出雲市 勝部明美	島根県出雲市 勝部明美	島根県出雲市 勝部明美	島根県出雲市 勝部明美	島根県出雲市 青砥俊夫	島根県大原郡大東町 青砥俊夫	島根県大原郡大東町 青砥俊夫	島根県出雲市 勝部修	島根県出雲市 勝部修	島根県出雲市 勝部修

平一四島 四四号 根県第一第	平一四島 四三号 根県第一第	平一四島 四二号 根県第一第	平一四島 四一号 根県第一第	平一四島 四〇号 根県第一第	平一四島 三九号 根県第一第	平一四島 三八号 根県第一第	平一四島 三七号 根県第一第	平一四島 三六号 根県第一第
二六・一 一四一	二六一 一四一	二六一 一四一	二六一 一四一	二六一 一四一	一六一 一四一	一六一 一四一	一六一 一四一	一六一 一四一
徳正 (全和○○子島黒一五) 四三六二	松桜7 (全和○一子島黒一六) ○七四三	D362	C299	C298	松214 (全和黒一二八八〇)	安福茂 (全和○一子受卵島黒 三六〇〇六五)	福次郎 (全和○一子島黒一六) 二〇八五	平学勝 (全和○一子島黒一六) 二八二七
黒毛和種	牛 黒毛和種	雜種	雜種	雜種	豚 黒毛和種	黒毛和種	黒毛和種	黒毛和種
H一二・八	一H一三・	七H一三・	八一二・二	H一二・二	一一二・二	九H八・	四H一三・	五H一三・
川本町 島根県邑智郡	島根県出雲市	小野田町 宮城県加美郡	小野田町 宮城県加美郡	小野田町 宮城県加美郡	早来町 北海道勇払郡	島根県安来市	島根県安来市	島根県大原郡 大東町
よしまさ 徳重波	まつひかり 茂重桜	一四B〇四	一一A六二	二四B三四	一〇A九三	二四B七四	一〇A九三	まつひめ さよ 安福一六五の九
二級	一級	級外	級外	級外	二級	二級	二級	二級
個人有	個人有	その他	その他	その他	その他	個人有	個人有	個人有
島根県益田市 椋木健次	島根県益田市 椋木健次	島根県江津市 (有)島根県種畜供給センター	島根県江津市 (有)島根県種畜供給センター	島根県江津市 (有)島根県種畜供給センター	島根県大田市 (有)島根農場	島根県安来市 池田進	島根県安来市 池田進	島根県安来市 池田進

島根県知事 澄田信義

島根県告示第七百二十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法

第十条第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の変更施行を認可した。

平成十四年八月九日

事業主体名	事業名	認可年月日
美濃郡匹見町土地改良区	三葛地区区画整理事業（基盤整備促進事業）	平成十四年七月三十一日

島根県告示第七百二十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第五十二条第一項の規定に基づき、大原

郡木次町土地改良区理事長から山田地区の換地計画認可の申請があり、同法第五十二条の二第一項の規定により審査の結果これを適当と決定したから、同条第四項において準用す

平一四島 根県一第 五〇号	平一四島 根県一第 四九号	平一四島 根県一第 四八号	平一四島 根県一第 四七号	平一四島 根県一第 四六号	平一四島 根県一第 四五号
二六一四一	二六一四一	二六一四一	二六一四一	二六一四一	二六一四一
B651	B358	A691	安福鶴 (全和〇一子受卵島黒 三六〇〇七五)	茂重栄 (全和〇一子島黒一六 〇八九八)	開花 (全和〇一子島黒一六 一三八五)
雜種〃	雜種〃	雜種豚種	黒毛和種	黒毛和種	黒毛和種
H一二五	H一二四	H一一五	H一三〇	H一三・	H一二七
小野田町 宮城県加美郡	小野田町 宮城県加美郡	小野田町 宮城県加美郡	島根県益田市	島根県飯石郡 頓原町	島根県仁多郡 横田町
一七B九一	○六A八一	二七B〇〇	一〇A〇〇	三一B七一	○六A八一
級外	級外	級外	二級	一級	二級
その他	その他	その他	個人有	個人有	個人有
島根県江津市 (有)島根種畜供給センター	島根県江津市 (有)島根種畜供給センター	島根県江津市 (有)島根種畜供給センター	島根県益田市 棕木健次	島根県益田市 棕木健次	島根県益田市 棕木健次

一 保安林予定森林の所在場所

鹿足郡津和野町大字長福字溢八四〇、八四一、字竹ノ溢八四一、字東善寺九四五、一五六〇の一、字カイケ迫一五五九の一から一五五九の三まで、字廻ヶ迫一八〇八、柿木

村大字木部谷六七五の一から六七五の三まで、日原町大字滝元字宮ノ上四二三の四、二三〇六、二三〇七、二三〇七の一、字宮上四二七の一、字井テ口四三三、字井手口四三

二の一、四三三、四三三の一、四四一の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字東善寺九四五、一五六〇の一、字カイケ迫一五五九の一、一五五九の二、字廻

ヶ迫一八〇八、大字木部谷六七五の三、字宮ノ上四二三の四、二三〇六、二三〇七、

二三〇七の一、字宮上四二七の一、字井テ口四三三、字井手口四三三の一、四三三、

四三三の一、四四一の一

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第七百三十一号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）

第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十四年八月九日

一 解除予定保安林の所在場所

八束郡美保関町大字雲津五九三の一、五九四

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

島根県告示第七百三十二号

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十七条第一項の規定により堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第二項の規定に基づき告示する。

その関係図書は、島根県松江土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十四年八月九日

島根県知事 澄田信義

一 河川の名称

一級河川斐伊川水系天神川

二 河川管理施設の名称又は種類

右岸堤防

三 河川管理施設の位置

松江市幸町一五七一番地先から

松江市堅町一番地先まで

四 管理を行う者の氏名及び住所

道路管理者 松江市長 松浦正敬

松江市末次町八六番地

五 管理の内容

(一) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の付属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の付属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕

- (二) 路肩に接する護岸、堤外地における平場及び植栽等の高水敷までの範囲内にあって、矢板護岸及び嵩コンクリートを除くものについての維持
- (三) 原則として、道路専用施設に係る災害復旧

六 管理の期間

平成十一年十一月十一日から道路の存続する日まで

島根県告示第七百三十三号

次の者から島根県収入証紙の売りさばき場所等を変更した旨届出があった。

平成十四年八月九日

指定年月日	番号	指定
昭和四十年 六月三十日	一の五	新
松江市袖師町 五番一〇号松江警察署内	松江市袖師町 五番一〇号松江警察署内	旧
松江警察署内 堀内 伊助	松江市殿町二番地松江警察署内	新

島根県知事 澄田信義

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十条第二項において準用する同法第二十二条第二項の規定により次のとおり縦覧に供する。
平成十四年八月九日

島根県知事 澄田信義

一 都市計画の種類
出雲都市計画下水道

湖陵町公共下水道

二 縦覧場所

島根県土木部下水道推進課

指定年月日	番号	指定
昭和四十年 六月三十日	一の五	新
松江市袖師町 五番一〇号松江警察署内	松江市袖師町 五番一〇号松江警察署内	旧
松江警察署内 堀内 伊助	松江市殿町二番地松江警察署内	新

公 告

土地收回法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十二条第一項ただし書の規定により、土地立入りの通知があつたので、同条第四項の規定により、次のとおり公告する。

平成十四年八月九日

平成十四年八月九日印刷
平成十四年八月九日発行

発行者

島根県知事 澄田信義

印 刷 所 松江市殿町島根県
松江市学園南松陽印刷所

定価一箇月 金一千四百二十円（送料共）